柳井市物品調達等の競争入札に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、同法施行令(昭和22年政令第16号)及び柳井市契約規則(平成17年柳井市規則第52号。以下「契約規則」という。)に定めるもののほか、市が発注する物品調達等の契約に係る競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)及び入札に参加する者の選定に関して必要な事項を定め、もって入札の適正かつ円滑な執行を期することを目的とする。

(入札参加の申請等)

- 第2条 競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)を受けようとする者は、物品 調達等競争入札参加資格審査申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に 提出しなければならない。
- 2 競争入札参加資格及び競争入札参加資格の有効期間は、別に告示により定めるところによる。

(資格審査及び登録)

- 第3条 市長は、申請書を受理したときは、資格審査を行うものとする。
- 2 市長は、資格審査の結果、競争入札参加資格があると認定したときは、入札参加資格者名 簿に登録するものとする。
- 3 市長は、資格審査の認定結果を、入札参加資格者名簿の閲覧でもって公表するものとする。 (申請書の添付書類)
- 第4条 申請書に添付する書類は、別に定めるものとする。

(登録の取消し)

第5条 市長は、第3条の規定により入札参加資格者名簿に登録された後において、申請書に 虚偽の記載があると認めたとき、又はその他必要があると認めたときは、その登録を取り消 すものとする。

(変更の届出)

- 第6条 第3条の規定により入札参加資格者名簿に登録した者(以下「有資格業者」という。) は、次の各号のいずれかについて変更があったときは、速やかに物品調達等競争入札参加資格審査事項変更届(別記第2号様式)を市長に提出しなければならない。
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 代表者の氏名
  - (3) 営業所(本店を含む。) の名称又は所在地
  - (4) 電話番号又はファックス番号

(廃業等)

- 第7条 有資格業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者をして、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
  - (1) 死亡したとき その相続人
  - (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
  - (3) 法人が解散したとき その破産管財人又は清算人
  - (4) 廃業したとき 本人又は役員

(指名基準)

- 第8条 市長は、指名競争入札に参加させる者を指名するときは、有資格業者のうちから契約 規則第19条第1項に定める人数以上を指名しなければならない。この場合において、必要 があると認めるときは、柳井市物品調達等指名審査会の審査を経て指名するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる業務については、柳井市建設工事等競争入 札参加資格業者のうちから指名競争入札に参加させる者を指名することができる。
- (1) 道路維持管理業務
- (2) 樹木・植栽管理業務(草刈り業務を含む。)
- (3) 当該契約の性質又は目的により特に必要があると認められる業務
- 3 市長は、災害等により緊急に物品の調達を必要とするとき又は市長が特に必要と認めたと きは、第1項の規定によらないことができる。
- 4 市長は、指名競争入札に参加させる者を指名するときは、次に掲げる事項に留意するとともに、当該年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の者に偏しないようにしなければならない。
- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状態
- (3)納入成績
- (4) 地理的条件
- (5) 官公署等の許認可等
- (6)納入実績等
- (7)物品の指定
- (8) 指名業者数
- (9) 指名順位

(入札の回数)

- 第9条 入札の執行回数は、3回までとする。
- 2 第3回の入札を終わり、開札の結果落札者がなかった場合は、当該物品調達等の入札は原

則として打ち切るものとし、再度公告又は指名の上、再び入札を行うものとする。 (随意契約への移行)

- 第10条 前条第2項の規定にかかわらず、最低価格と予定価格との差が少額の場合で、かつ、 市長が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、最低価格の入札者と順次示談により 随意契約を締結することができるものとする。
  - (1) 再入札を行ってもなお落札者を得ることが困難と認められるとき。
  - (2) 当該物品調達等の仕様、納期等に特別の事情があると認めるとき。 (その他)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

## 物品調達等競争入札参加資格審查申請書

年 月 日

(宛先) 柳井市長

申請者 郵便番号 住所(所在地) 商号又は名称 代表者氏名 担当者氏名 連絡先電話番号

年 月 日から 年 月 日までの間において柳井市が発注する物品の製造の請 負、買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託(柳井市建設工事等指名審査会規程(平成 17年柳井市訓令第18号)第1条に規定する業務を除く。)の入札に参加したいので、競争入 札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。 記

希望する物品等の営業の種目及び取扱品目

大分類		小分類	F- 47 F F	
種目	番号	種目	取扱品目	

<sup>※ 「</sup>大分類」、「小分類」及び「取扱品目」欄は、「営業種目分類表」により記入してください。 記入欄が不足する場合は、適宜別紙を追加してください。

## 物品調達等競争入札参加資格審查事項変更届

年 月 日

(宛先) 柳井市長

申請者 郵便番号 住所(所在地) 商号又は名称 代表者氏名

担当者氏名

連絡先電話番号

下記のとおり変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

変更事項	変更の	変更年月日	
<b>发</b> 欠事垻	変更前	変更後	<b>发</b> 英 十 月 日